

コロナ禍の経済対策を

時短協力金 売上高方式へ

立憲民主党・
民権クラブ 県議会議員 きしへ 都

4月に入つて新型コロナウイルスの新規感染者の増加や若い世代の感染割合の高まり、変異株の感染も広がっています。

4月20日から5月11日まで国の「まん延防止等重点措置」の適用を受け、県は、横浜市、川崎市、相模原市を「措置区

議会は20日に臨時会を開く同重点措置を受け、県

の実施に5億5千万円、マスク飲食実施店認証制度の創設に約1億360

0万円で時短要請に応じた事業者の方へ協力金を交付し、飲食店等への訪問を行うとしています。飲食店の協力金はこれ

域」に指定しました。さ

らなる感染拡大を抑えるために、県民、事業者の皆さんに感染防止の取り組みや不要不急の外出

粛を要請し、コロナ病床を確保する取り組みを進めたとしました。

今回の補正予算は営業時間の短縮要請に応じた飲食店への協力金（第9弾）約477億円、飲食店等への訪問・働きかけ

の申請受付開始はこれまでの協力金と同じく時短営業期間の終了後で、申請は先になります。慌て

る必要はありませんが、県の広報などの情報をしっかりと確認し、必要な手続きをお願いします。



みなさまからのご意見、
ご要望をお待ちしています

きしへ都政務活動事務所

南区通町2-25-3 千々輪ビル1階

☎045-341-3385

<http://kishibe-miyako.com/>